

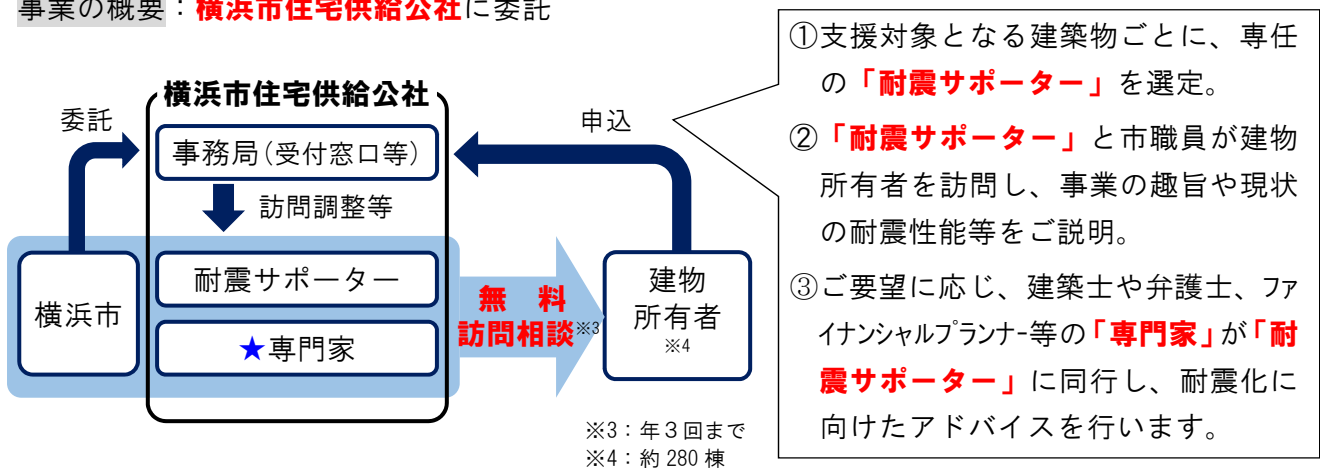
## 災害時に重要な幹線道路の沿道建築物の耐震化に向けて 「耐震トータルサポート事業」を開始します

横浜市では、平成 25 年 11 月に、政令市で初めて、市長が指定する道路沿いの建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築されたもので、かつ災害時における応急・救急活動の際に重要となる幹線道路の沿道にある建築物）に対する耐震診断の義務付けを実施しました。（別添記者発表資料参照）

現在、対象建築物の約 96%<sup>※1</sup> が耐震診断に着手していますが、法律<sup>※2</sup>によって耐震診断が義務付けられた大規模建築物とは異なり、沿道建築物の所有者は中小企業や個人が多く、耐震化を行うための様々な課題を抱えています。（※1：平成 29 年 5 月末時点 ※2：建築物の耐震改修の促進に関する法律）

このため、耐震診断が完了した建築物について、今後計画的に設計や工事に着手していただけるよう、これまでの市職員による働きかけに加え、専門的な知識や経験を持つ者が建物所有者のもとに訪問し、耐震化に向けた支援を行う「耐震トータルサポート事業」を 7 月から開始します。

事業の概要：横浜市住宅供給公社に委託



★専門家とは …知識や経験をもとに耐震化に向けたアドバイスを行います！

所有者の悩みや課題	訪問による相談対応
<p><b>工事の方法や日常生活への影響など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修にはどんな方法があるの？</li> <li>住戸内の工事や大きな騒音が出るの？</li> <li>建て替える場合と比較したい</li> </ul>	<p><b>構造に詳しい建築士</b>が、耐震改修案や建替え案、概算工事費を算出し、丁寧にご説明いたします。</p>
<p><b>設計や工事費用への不安</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能な融資制度などを教えてほしい</li> <li>税控除の手続きや補助制度について知りたい</li> <li>長期修繕計画の見直しが必要か？</li> </ul>	<p><b>ファイナンシャルプランナー等</b>が訪問に同行し、資金計画の立て方や生活設計の見直しなどについてご相談をお受けします。</p>
<p><b>法的な知識の不足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マンションの場合の法的知識について知りたい</li> <li>賃借人との話し合いに備えた相談をしたい</li> <li>耐震診断結果の取扱いについて知りたい</li> </ul>	<p><b>得意分野に応じた弁護士等</b>が訪問に同行し、知識や経験をもとに法律相談を行います。</p>

【裏面あり】

# 「耐震トータルサポート事業」：耐震化の実現に向けてソフト面の支援を充実

(既存の補助制度：建物のハード部分の整備に対して支援)

- ▶ 耐震診断を義務付けた沿道建築物  
**約 470 棟 (うち約 96%が着手済み)**
- ▶ このうち本事業による支援対象  
**約 280 棟**  
(耐震性が低く、かつ計画的な耐震化の検討にサポートが必要な建築物の推計値)

市の既存の補助制度による  
支援内容

耐震診断  
《義務》

診断費用 × 5/6<sup>※5</sup>

※5：残り 1/6 については国から上乗せ補助があり、原則は全額公費負担となります。ただし、建物所有者が課税事業者であるときに、消費税が補助対象外となる場合等があります。

**NEW!!**

## 耐震トータルサポート事業 によるご相談内容

耐震サポーター

専門家

- ・ 耐震改修案や取り壊し案等の作成
- ・ 概算工事費の算出
- ・ 設計者の選定や見積りの取得方法
- ・ 設計や取り壊しの補助制度の説明
- ・ 法律相談、資金計画相談 など

取り壊し

取り壊し  
工事

取り壊し費用 × 2/3<sup>※6※7</sup>

(分譲マンションは対象外)

耐震改修  
設計

設計費用 × 2/3<sup>※6※8</sup>

※6：別途、国から 1/6 の上乗せ補助があります  
※7：床面積に応じた限度額等があります  
※8：一部の建物に限度額があります

耐震サポーター

専門家

- ・ 実施設計の内容の説明
- ・ 具体的な工事手順等の説明
- ・ 施工者の選定や見積りの取得方法
- ・ 改修工事の補助制度の説明
- ・ 工事費用の返済計画の相談 など

耐震改修  
工事  
(工事監理)

工事費用 × 2/3<sup>※7※9</sup>  
工事監理費用 × 2/3<sup>※6</sup>

※9：別途、国から 1/15 の上乗せ補助があります

お問合せ先

建築局 建築防災課長 榊原 純 Tel 045-671-3592

## (赤枠が今回の関連事項 ※裏面も参照)

平成 25 年 11 月 22 日  
建築局 建築企画課

### 政令市初！

## 災害時の応急・救急活動で重要となる道路沿道の建築物に 耐震診断を義務付けます

平成 25 年 11 月 25 日の改正「耐震改修促進法<sup>\*</sup>」の施行に伴い、多数の者が利用する大規模な建築物等への耐震診断の義務化が開始されます。

加えて、横浜市では強靱な減災・防災都市の実現のため、政令市初の取組として、災害時の応急・救急活動等で重要となる道路沿道の建築物に対しても改正法施行日より耐震診断を義務付け、更なる耐震化促進に取り組みます。（※建築物の耐震改修の促進に関する法律）

### 《耐震診断の義務化の内容》

耐震診断の義務付け対象となる建築物は、耐震診断を実施し、その結果を市に報告する必要があります。

#### 1. 法律による耐震診断の義務付け（耐震改修促進法 附則第 3 条）

##### ア 対象となる建築物

昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準で建築された建築物で、下記のいずれかに該当するもの

- ・百貨店、病院、旅館など多数の者が利用する建築物で大規模なもの
- ・小中学校、福祉施設など避難に配慮を要する者が利用する建築物で大規模なもの
- ・危険物の処理場、貯蔵庫などで大規模なもの

イ 報告の期限 … 平成 27 年 12 月 31 日

#### 2. 市長の指定による耐震診断の義務付け（耐震改修促進法 第 6 条第 3 項第 1 号）

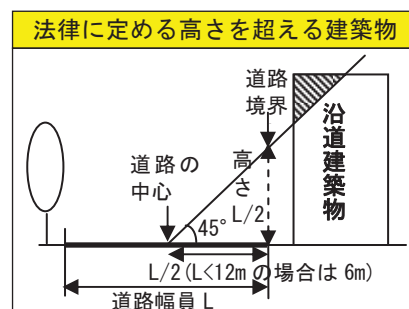
##### ア 対象となる建築物

市が指定する道路（緊急交通路指定想定路線：裏面参照）の沿道建築物で、下記①、②を満たすもの

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準で建築された建築物
- ② 法律に定める高さを超える建築物

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線 までの水平距離に、前面道路幅員の 1/2 に相当する距離（前面道路幅員が 12m 以下の場合 6m）を加えたものを超える建築物<sup>\*</sup>。

※簡略化すると、右図のようになります。



イ 報告の期限 … 平成 28 年 12 月 31 日

#### 3. 対象となる建築物の所有者への支援

耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断費用の補助制度を、原則として対象建築物所有者の負担が無い制度に拡充する予定です。

お問合せ先

建築局 建築企画課長 脇出 一郎 Tel 045-671-3592

裏面あり

沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路（緊急交通路指定想定路線：市内 20 路線）



- ① 東名高速道路
- ② 国道466号(第3京浜道路)
- ③ 首都高速道路
- ④ 国道1号
- ⑤ 国道15号
- ⑥ 国道16号(保土ヶ谷バイパス、横浜横須賀道路含む)
- ⑦ 国道133号
- ⑧ 国道246号
- ⑨ 県道2号横浜丸子横浜線
- ⑩ 県道6号東京大師横浜線
- ⑪ 県道12号横浜上麻生線
- ⑫ 県道13号横浜生田線
- ⑬ 県道14号鶴見溝ノ口線
- ⑭ 県道21号横浜鎌倉線
- ⑮ 県道22号横浜伊勢原線
- ⑯ 県道30号戸塚茅ヶ崎線
- ⑰ 県道45号丸子中山茅ヶ崎線
- ⑱ 横浜市道(みなと大通り線)
- ⑲ 横浜市道山下本牧磯子線
- ⑳ 横浜市道環状2号線

耐震診断義務路線の交差点間の耐震化の状況 (平成29年5月末時点)  
月31日時点)



- 道路名
- A 東名高速道路
  - B 第三京浜道路
  - C 首都高速道路
  - D 国道1号
  - E 国道15号
  - F 国道16号
  - G 国道133号
  - H 国道246号
  - I 県道2号東京丸子横浜線
  - J 県道6号東京大師横浜線
  - K 県道12号横浜上麻生線
  - L 県道13号横浜生田線
  - M 県道14号鶴見溝ノ口線
  - N 県道21号横浜鎌倉線
  - O 県道22号横浜伊勢原線
  - P 県道30号戸塚茅ヶ崎線
  - Q 県道45号丸子中山茅ヶ崎線
  - R みなと大通り線
  - S 山下本牧磯子線
  - T 環状2号線

凡例

- 耐震性が確保されている区間
- 耐震性が確保されていない区間

図の解説  
【○/○】  
交差点間にある【耐震性が確保されていない建築物数/耐震診断が義務付けられた数】  
例: 2/5・・・耐震診断が義務付けられた建物が5棟あり、内2棟が耐震性が確保されていない  
注) 耐震診断中の建築物は耐震性が確保されていないものとして扱っています。